

20歳になったら忘れずに 国民年金の加入手続きを

国民年金

問合先 岐阜南年金事務所
☎273-6161

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やケガで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

(義務と権利)

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入し保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

(加入の手続き)

学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方は、役場住民課で手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

(保険料の猶予・免除)

国民年金の第1号被保険者の平成22年度の保険料額は、月額15,100円です。

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、老後の年金を受けられなかったり、年金額が低くなる恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。



消防署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1195

文化財を守ろう

1月26日は「文化財防火デー」です。なぜこの日が選ばれたかというと、昭和24年のこの日、法隆寺金堂から火災が発生し、世界的な宝と言われた金堂、外壁の土壁十二面に描かれた仏画の大半が焼失したということ、また、冬季が一年で一番火災が多い時期であるということです。

寺社などの美術工芸品、古くから伝わる民芸品などの文化財は、長い年月の間、我々の祖先により守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

これらの国民的財産を火災・地震・その他の災害から守るため、「文化財防火デー」を定めて、全国的に文化財防火運動を行っています。

我が国の文化財、特に建造物はほとんど木造建築物であり、美術工芸品も燃えやすい木・紙・布などで造られているものが多く、さらに人家の密集地にある文化財も少なくないことから、常に火災の危険にさらされていることを忘れてはなりません。

この地域にも寺社・仏像・民芸品などが多くあり、この貴重な文化財を火災から守るため、今自分たちが住んでいる家と同様、大切にしていかなければなりません。日本人だけでなく、外国人にも興味を持たれている貴重な文化財が失われるのは悲しいことです。そうならないために、皆さんも防災訓練などが開催される機会には、積極的に参加し火災予防に心がけましょう。

